

南会津町ふるさとサポーターズ設置要綱

南会津町告示第27号

令和2年4月1日

(設置)

第1条 この要綱は、南会津町の魅力を広く発信し、交流又は連携の輪を国内外に広げることにより南会津町の知名度を高め、地域振興及び定住の推進を図るため、南会津町ふるさとサポーターズを設置する。

(サポーター等)

第2条 南会津町ふるさとサポーターズは、南会津町ふるさとサポーター（以下「サポーター」という。）として町に登録した者及び南会津町ふるさとアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）として町が認定した者（以下「サポーター等」という。）とする。

2 サポーターとして登録できる者は、南会津町外に在住する次のいずれかに該当する者とする。

(1)南会津町出身者

(2)南会津町にゆかりのある者

(3)南会津町の魅力を自発的に発信しようとする者

3 アンバサダーは、サポーターのうち特に活動が活発であり、地域振興に寄与していると認められた者とする。

(活動内容)

第3条 サポーターは、次に掲げる活動を行うものとする。

(1)南会津町の歴史、文化、自然環境、食、観光その他魅力ある地域情報等の発信及び応援活動に関すること。

(2)南会津町への企画提言、改善アドバイス、情報提供、アンケートへの回答、イベントへの参加等に関すること。

(3)観光、特産品等の地域資源の発掘及び振興に関すること。

(4)南会津町を訪れること。

(5)その他町長が必要と認める活動に関すること。

2 アンバサダーは、前項各号に規定する活動を積極的に行うほか、町の広報活動を定期的に行うものとする。

(報酬)

第4条 サポーター等に対する報酬は、支給しないものとする。

(登録の申込み)

第5条 サポーターに登録しようとする者は、南会津町ふるさとサポーター登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

(登録及び認定)

第6条 町長は、登録申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適切

であると認めたときは、次の各号に掲げる事項を南会津町ふるさとサポーター登録名簿に登録するものとする。

(1)登録認定日

(2)登録申込書に記載の内容

(3)その他町長が必要と認める内容

2 前項の規定に関わらず、南会津町暴力団排除条例（平成24年南会津町条例第4号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する場合には、登録を行わないものとする。

3 町長は、第1項による登録をしたときは、サポーターに対して南会津町ふるさとサポーター登録証（様式第2号）を交付する。

4 町長は、アンバサダーを認定する場合において、サポーターのうち特に活動が活発であり地域振興に寄与していると認めた者で、当該サポーターから南会津町ふるさとアンバサダー認定承諾書（様式第3号。以下「認定承諾書」という。）により承諾を得た上で認定する。

5 町長は、前項による認定をしたときは、アンバサダーに対して南会津町ふるさとアンバサダー認定証（様式第4号）を交付する。

（登録及び認定の有効期間）

第7条 サポーター等の登録又は認定（以下「登録等」という。）の有効期間は、前条の規定により登録等をした日から起算して、1年が経過した日以降最初に到来する3月末日までとする。ただし、サポーター等から有効期間満了の1か月前までに登録等の取消しの意思表示がない限り、有効期間満了の翌日を開始日として2年間有効期限を延長し、以後も同様とする。

（登録等内容の変更）

第8条 サポーター等は、登録申込書又は認定承諾書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を町長に届出なければならない。

（登録等の取消し）

第9条 町長は、サポーター等から取消しの申出があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による登録等を取消すことができるものとする。

(1)サポーター等が南会津町の名誉を毀損し、又はサポーター等の目的に反した行為があったとき。

(2)サポーター等が提出した登録申込書又は認定承諾書に偽りその他不正があったとき。

(3)居所不明となったとき。

(4)その他町長が登録等の取消しを必要と認めたとき。

（特典）

第10条 サポーターに与える特典は、次に掲げるとおりとする。

(1)ふるさと住民票（南会津町ふるさと納税（応援寄附金）推進事業実施要

綱（平成23年南会津町告示第48号）第6条第2号に規定するふるさと住民票をいう。）の交付

(2) イベント等の各種情報提供

(3) サポーターの活動に必要な刊行物等の提供

(4) その他町長が適当と認めるもの

2 アンバサダーに与える特典は、前項各号に規定するもののほか、名刺の提供及び情報発信のための特産品等の支給を行うものとする。

(禁止行為)

第11条 サポーター等は、その地位を営利目的で使用してはならない。

(責任)

第12条 サポーター等が第3条に規定する活動又はその活動の範囲を逸脱することにより第三者に損害等を与えた場合は、当該サポーター等がすべての責任を負うこととし、南会津町は一切の責任を負わないものとする。

(庶務)

第13条 サポーター等の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

南会津町ふるさとサポーター登録申込書

年 月 日

南会津町長

申込者 住 所 _____
 (ふりがな)
 氏 名 _____ 印

私は、南会津町ふるさとサポーターの目的に賛同し、次のとおり登録を申し込みます。

申込者情報	生年月日	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	電話番号		F A X	
	E-mail			
	町内出身地域	南会津町	<input type="checkbox"/> 出身者でない	
	勤務先 (学校)			
	勤務先住所			
協力可能な活動内容	協力可能な活動内容について□にレを入れてください。 <input type="checkbox"/> 南会津町の歴史、文化、自然環境、食、観光その他の魅力ある地域情報等の発信及び応援活動に関する事。 <input type="checkbox"/> 南会津町への企画提言、改善アドバイス、情報提供、アンケートへの回答、イベントへの参加等に関する事。 <input type="checkbox"/> 観光、特産品等の地域資源の発掘及び振興に関する事。 <input type="checkbox"/> 南会津町を訪れること。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
申込理由、南会津町とのゆかり等				

(注意事項)

- ※1 町からの情報発信や事務局からの連絡等は、インターネットを中心に行いますので、メールアドレスをお持ちの方は必ず記入してください。
- ※2 南会津町ふるさとサポーターズ設置要綱の規定に反する行為があった場合は、登録を取消すことがありますので、予めご了承願います。
- ※3 この申込書に記入いただいた情報は、南会津町で適正に管理を行い、他の目的での利用は一切しません。

南会津町ふるさとサポーター登録証

年 月 日

様

南会津町長



年 月 日付で登録申込のあった南会津町ふるさとサポーターとして、下記内容のとおり登録します。

記

1. サポーター氏名：
2. 登録番号：
3. 登録認定日：
4. 活動内容：

様式第3号（第6条関係）

南会津町ふるさとアンバサダー認定承諾書

年 月 日

南会津町長

サポーター 登録番号 _____

氏 名 _____ 印

私は、南会津町ふるさとアンバサダーの目的に賛同し、南会津町の魅力を積極的に発信し、次のとおり承諾します。

登録年月日	年 月 日
活動内容	<input type="checkbox"/> 南会津町の歴史、文化、自然環境、食、観光その他の魅力ある地域情報等の発信及び応援活動を積極的に行います。 <input type="checkbox"/> 南会津町への企画提言、改善アドバイス、情報提供、アンケートへの回答、イベントへの参加等に協力します。 <input type="checkbox"/> 観光、特産品等の地域資源の発掘及び振興に協力します。 <input type="checkbox"/> 南会津町を訪れ、南会津の魅力を発見します。 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

利用しているSNS等	アカウント名
Facebook	
Instagram	
Twitter	
YouTube	
その他（ _____ ）	

（注意事項）

- ※1 町のSNSからフォローさせていただきます。
- ※2 不定期で町の特産品等を送付しますので、飲食してSNSで発信するとともに、事務局へ感想をお寄せ願います。
- ※3 この承諾書に記入いただいた情報は、南会津町で適正に管理を行い、他の目的での利用は一切しません。

南会津町ふるさとアンバサダー認定証

認定番号 _____

氏名 _____

南会津町ふるさとアンバサダーとして認定します。

年 月 日

南会津町長

